

NO. 25

The School Health

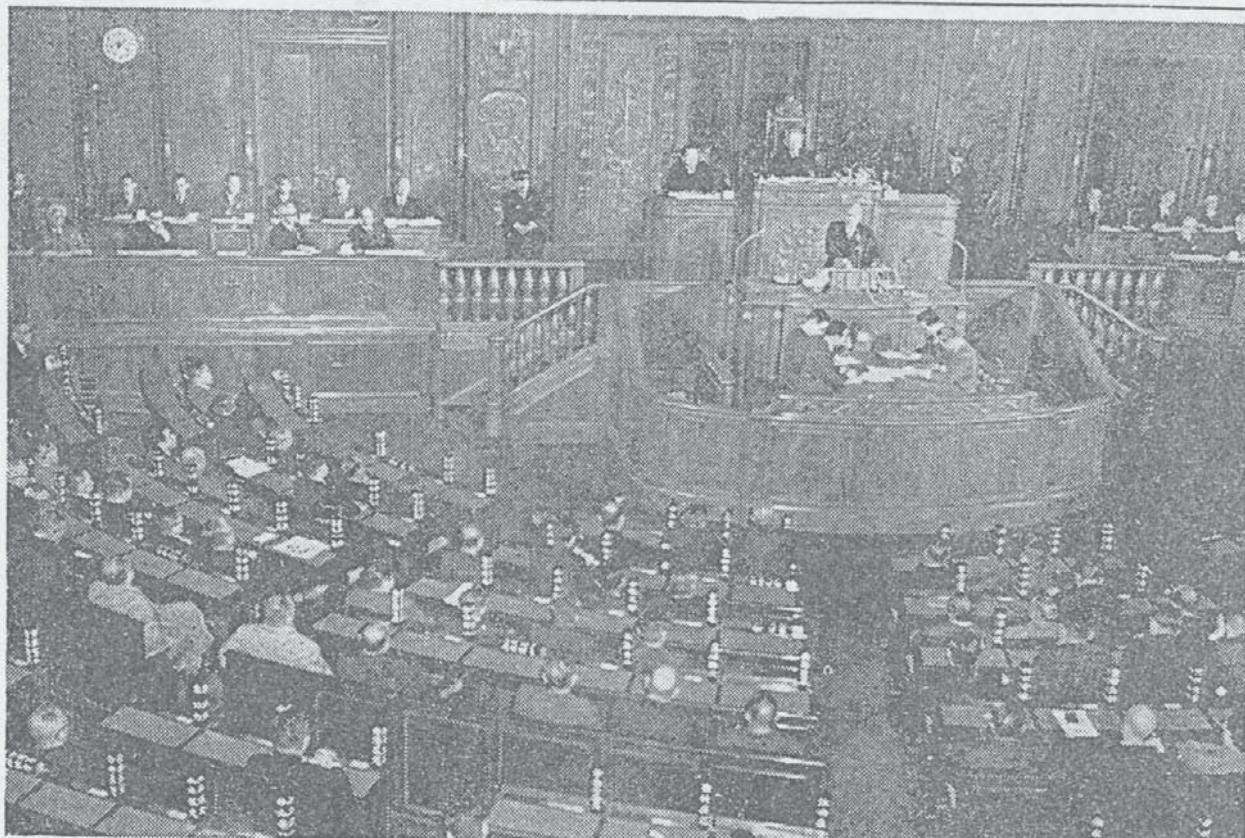
(第二十五号)

いて康にをたを成的格教育  
行な充重つ愛者なの育の  
わ国ちんとしと国家成目的  
(な民たじび、個て及をの  
教けの心、育身自勤人真びめ  
育れ成と主労の理社ざし教育は人  
基ばもとの価と会の平の正の平  
本なをもとの価と会の平の正の平  
法ら期に精貴値正の平の正の平  
なし健神任を養形和人

# 学校保健

財団法人 日本学校保健会会報  
昭和33年4月1日発行(隔月1回1日発行)

編集発行 日本学校保健会  
岩原 拓  
東京都港区西久保  
明舟町10番地  
電話(50) 3785  
振替口座東京 98761  
印刷所 伊東進歩堂  
東京都文京区東青柳町30  
価額 1部15円(送料とも)



写真……四月四日学校保健法案を可決成立させた衆院本会議場、大臣席右から二人目松永文相。朝日新聞社提供。

学校保健法が万場一致で両院を通過し、めでたく成立いたしました。ひとえに全国学校保健関係者皆さまの御努力の賜でございます。と思えば、学校保健法成立は多年にわたる私どもの悲願であつたとも考えられます。戦後の学制改革に伴い、学校保健が幾多の新しい試みをもちらん法的裏付けのないために伸びなやんだり、挫折のやむなきに至りました。僅かに、文部省試案の学校保健計画実施要領によつて実施してきたのであります。今後は法律規則によつて、また国の予算の裏付によつて、いかなる学校でも等しく保健問題が解決されるでしよう。ここに、明治五年に発足したわが国の学校衛生から、本年を起点とする新しい学校保健へと正式な移行をするのであります。まことに御同慶にたえません。

学校保健法の成立によつて、どのようなことがなされ、またなさなければならぬいか。それらの内容及び解説については、本号に掲げました条文及び解説が、これを明かにしています。すべての学校長、教職員、すべての学校医、学校歯科医、学校薬剤師の方々には、本号の内容を深くお読みとりのうえ、児童生徒の幸福のため、具体的な実施について御配慮のほど願いたいものであります。学校保健は教育の基盤であるとともに教育の効果を左右するものであることを見れば、全国二千万人の児童生徒の幸福がいかにこの学校保健にかかっているか、多言を要しな

時評

## 学校保健の新しい歴史

いのであります。

学校保健法が一人でも多くの教育関係者に理解され、多年教育界の谷間といわれた学校保健に一そでの发展がありました。僅かに、文部省試案の学校保健計画実施要領によつて実施してきたのであります。今後は法律規則によつて、また国の予算の裏付によつて、いかなる学校でも等しく保健問題が解決されるでしよう。

学校においても、学校保健法成立の記念事業として適当な事業が計畫されることを期待するものであります。

本法が一人でも多くの教育関係者に理解され、多年教育界の谷間といわれた学校保健に一そでの发展がありました。僅かに、文部省試案の学校保健計画実施要領によつて実施してきたのであります。今後は法律規則によつて、また国の予算の裏付によつて、いかなる学校でも等しく保健問題が解決されるでしよう。

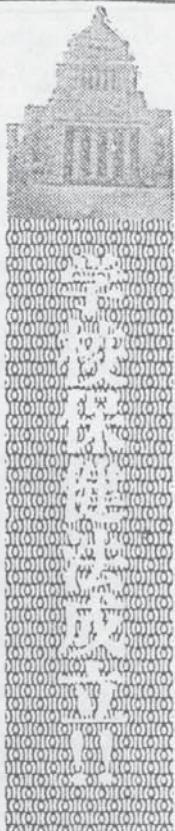
### 第二十五号記事

- ◇時評 学校保健の新しい歴史
- ◇学校保健法国会審議経過と付帯決議
- ◇学校保健法全文

- ◇健康と安全の習慣を育成(教育課程改訂方針の一部)
- ◇学校保健法の解説
- ◇健康と安全の習慣を育成(教育課程改訂方針の一部)

- ◇保健教育と不即不離の道徳教育実施要項の一部
- ◇資料……学生・生徒・児童・幼児の身長・体重・胸囲・座高

◇地方だより



## 国会審議経過と付帯決議

学校保健法案は、政府提出の法律案としてさる二月二十七日閣議決定され、三月一日国会に提出され、同日参議院先議として文教委員会附託となつたが、三月二十八日参議院で、四月四日衆議院で、それぞれ全会一致をもつて可決成立、四月十日法律第五十六号として公布となつた。その審議の経過と両院の付帯決議文は、次のとおりである。

### 一、審議経過

(※準等)

**第十条 健康診断の方法及び技術的基準**については、文部省令で定めること。

第四条から前条までに定めるものほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に關し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第四条の健康診断に関するものについては政令で、第六条及び第八条の健康診断に関するものについては文部省令で定める。

(健康相談)  
第三章 伝染病の予防  
(出席停止)  
第十二条 校長は、伝染病にかかる者、学生又は児童の健康に關しており、かかるおそれのある児童、生徒、学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第十三条 学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(省令への委任)  
第十四条 前二条(第十二条の規定に基づく政令を含む)及び伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)その他伝染病の予防に関して規定する法律(これらの法律に基づく命令を含む)に定めるものほか、学校における伝染病の予防に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第四章 校医、学校保健技師並びに学校歯科医及び

(学校薬剤師)

**第十五条 都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くものとする。**

2 学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならぬ。

3 学校保健技師は、上司の命を受けて、学校における保健管理に関し、専門的技術的指導及び技術に従事する。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

**第十六条 学校には、学校医を置くものとする。**

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し又是委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部省令で定める。

(地方公共団体の援助及び

(保健室)

</div

## 学校保健法の解説

### 狙いは全国水準の向上

#### 学校保健管理の統一的な立法

##### 法律の趣旨

この法律は、学校における保健管理に關し必要な事項を定め、学校の保健管理に関する全国的水準を維持し向上するため、諸条件を整備しようとするものである。

学校は、教育の場として、また多数の児童・生徒らを収容して集団生活をするところとして、人的にも物的に最も健康に適した環境でなければならぬ。また児童・生徒らの健康は、学校教育における学習能率の向上の基礎であり、さらには健康の増進そのものが教育の目的につながるものである。およそ児童・生徒・学生および幼児ならびに職員の健康の保持増進を図ることは、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資する基本的要件の一つと言わなければならぬ。

ところで、現行の学校教育関係諸法規に規定された学校における保健管理に関する制度をみると、学校教育法第十二条の規定と、これに基いて学校身体検査規程その他一、二の文部省令の規定がある程度であり、従来は主として指導行政によつてきつたが、法的不備とあいまつて必ずしもじゅうぶんな成果を期待できず、優良な学校も一部に出てきた反面、全國的には低水準にあることを免れ

なかつた。

学校における児童・生徒の疾病の状況および健康についての理解の状況を概観してみると、昭和三十一年度の学校衛生統計によれば小学校および中学校の児童・生徒について、トラホーム・結膜炎などの眼疾を持つている者が、七・八%、全国推定数約百四十四万人、かいせんなどの伝染性皮膚疾患を持つている者が約二%、全国推定数約三十五万人、蓄のう症は、小学校一%、中学校一・五%、全国推定数約二十二万人、寄生虫卵保有者は三二%、全国推定数約六百万人、むし歯を持つている者、小学校七〇%、中学校五〇%、全国推定数約一千二百万人にのぼつてゐる状況であり、寄生虫卵保有者以外はいつこうに減少しない。

また文部省が昨年度小学校第六学年児童について行つた健康教育テストの結果によれば、健康生活上最も重要な自分の健康状態についての理解や、健康の保持増進に関する処理能力についての問題がいちばん成績が悪かつた。たとえば、(イ)むし歯を放置している理由として、大半の者が、あまり気にかけていなかつたからだとしてゐる。これはむし歯だけではなく他の疾病についても言えることであつた。日本人の健康生活についての欠陥を如実に示してい

なかった。

学校身体検査が形式に流れていること、またわれわれ日本国民一般の健康生活について、従来の欠陥を如実に示していると思われる。

いずれにしても学校における保健管理面は、法的にも予算的にもきわめて不備であったのであり、学校差が著しく、大半はきわめて水準が低く、従来の学校教育における盲点であつたといつても過言ではなかろう。こうした現状にかんがみ、かねて保健体育審議会の答申、あるいは全国学校保健大会の決議をはじめ、各方面から学校保健に関する立法措置が要望され文部省としても学校における保健管理の学校教育において占める重要性にかんがみ、今回この法律を定めたのである。

もとより児童・生徒らの健康の保

持増進は、学校における保健管理の整備とともに保健教育などの充実とあいまつて達成されるものであることを忘れてはならない。

第五十七条第一項中「学校身体検査」を「健康診断」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「学校身体検査」を「健康診断」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

综合ビタミンの

集団服用には

学童にのみ易い  
小粒で甘い綜合ビタミン

各地で大変御愛用をいただき欠席率  
減少等の成績をあげています

100錠 350円 300錠 870円 摂用 1000錠



ビタベビー

第一製薬  
東京日本橋

**ニチバンの  
絆創膏**

東京 大阪

日絆薬品工業株式会社

る。また自分の体重を知らない者が五三%、身長を知らない者が七五%もあり、自分のツベルクリン反応を知らない者が八〇%であつた。こうした結果は、中学校の生徒についてそれ使用者又は学校若しくは施設の長が」を加える。

第十一条に次の二項を加える。

前項の規定は、他の法律又はこれに基く命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第四条第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行つた場合に準用する第十三条第一項中「健康診断を行つた者」の下に「(同条第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断を行つた者とみなされた者を含む。次項において同じ。)」を加える。

第二十条中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「学校身体検査」を「健康診断」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

健に関する事項について合理的な計画を立て、計画性をもつてこれを実施に移すべきことを規定している。

(二) 学校環境衛生 主として学校内の環境衛生のことを規定したもので、日常努めるべき換気・採光・照明・保温・清潔などの学校内の環境の維持のことと、必要に応じてその改善を図るべきことを規定した

その改善を設けていくが、この実

施については、参考指針が必要である。

(三) 就学時の健康診断 (はじめに健康診断という言葉であるが、從来学校教育関係法規では、身体検査という言葉が使われていたが、身体検査というと身体的な体格検査に偏ったような語感もあり、最近の各方面の用語例にも合わないので、この法律においては健康診断と改めることにしている。就学時の健康診断について、從来就学時の身体検査として全国約八割近くの小学校で行われているが、これは特別な法的根拠に基いて行われたわけではなく、その必要性から事実上行われるものである。しかし就学時の健康診断は市町村の教育委員会が学令簿を作成し、入学通知を行うその就学事務との関連において行つて、はじめて所期の目的が達せられるものであるから、この法律にはそのように制度化することとしている。

#### (四) 児童・生徒・学生および幼児の健康診断

これは、從来の学校身体検査を移行したものであるが、

従来の身体検査がやや形式に流れている傾向があるので、この法律の規定に基き、健康診断の方法および技術的基準などを、省令によつてできるだけ整備することとし、また健康新たに、後述する保険および準要保護児童・生徒に対する保健医療費の援助といまつて、いわゆる学校病の一掃に努力するようになつた。

(五) 職員の健康診断 学校の職員の健康診断については、事業主たる

学校の設置者が行うたてまえとし、また市町村立の義務教育諸学校の校長および教員の結核に関する定期的

健康診断は、從来の実績にかんがみ、面の用語例にも合わないので、この法律においては健康診断と改めることにしている。

法律事項と思われるのと、この法律ではこれらの学校医、学校歯科医、学校薬剤師の設置等のことを規定

し、なお学校医等の職務執行の準則は、この法律の規定に基き省令で定めることとしている。なお、学校薬剤師で行うこととしている。

(六) 健康相談 従来指導措置によつて多くの学校で行わってきたが、この法律ではこれを制度として行うこととし、その充実を図ることとしている。

(七) 伝染病の予防 従前学校における伝染病の予防に関しては、学校伝染病予防規程という戦前の文部省令があつたが新憲法以後は、一つの参考規範としての意味しか持つていないものとされている。この法律に

は、伝染病予防法その他の伝染病の予防に関して規定する一般公衆衛生法規に規定のない事項について、学校における伝染病の予防に関して必要な事項を規定し、最も重要な予防方

法の一つである出席停止と臨時休業のこととを明記し、その他の予防方法の細目は、省令に委任している。

(八) 学校保健技師 この法律は、都道府県の教育委員会の事務局に専門職としての学校保健技師を置くこととしている。学校保健技師は、具

体的に規定のない事項について、学校における伝染病の予防に関して必要な事項を規定し、最も重要な予防方

法の一つである出席停止と臨時休業のこととを明記し、その他の予防方法の細目は、省令に委任している。

(九) 学校医、学校歯科医および校薬剤師 これらの学校医等は、從来省令で暫定的に規定されていたが、学校医等の設置のことは、本来

予定しており、また国の補助率につ

いては二分の一を予定しており、な

ども統一的基準をもつてより効果的に行う必要から特に都道府県の教育委員会で行うこととしている。

委員会で行うこととしている。

性皮膚疾患・中耳炎・アデノイド・蓄のう症・むし歯・寄生虫卵保有を予定しており、また国の補助率につけては二分の一を予定しており、な

ども統一的基準をもつてより効果的

は、この法律の規定に基づき省令で定めることとしている。なお、学校薬

剤については、この制度が設けられ

たのが新しく現在の設置状況が低

いため、本法施行後も昭和三十六年三月三十日までは置かないことが

できるという経過規定を付してい

が、本則において学校薬剤師を配置

とした趣旨にかんがみ、この三年間

の猶予期間をまたにできるだけす

みやかに各学校に設置されるよう文

部省および自治庁共同で勧奨するこ

とになつてゐる。

(十一) 教員結核健康診断費補助

児童生徒については全額、準要保護

児童生徒に對し、公立の義務教育諸学校

の設置者による半額を予定してい

る。(昭和三十三年度の国の補助予算は新制度実施の準備期間をみて

お公費負担割合については、要保護

児童生徒については全額、準要保護

児童生徒に對し、公立の義務教育諸学校

の設置者による半額を予定してい

る。お公費負担割合については、要保護

児童生徒については全額、準要保護

児童生徒に對し、公立の義務教育諸学校

の設置者による半

## 健康と安全の習慣を育成

### 保健学習に関する教育課程改訂方針

教育課程審議会は、去る三月十五日総会を開き「小学校・中学校教育課程の改善」についての答申案を決定、直ちに松永文相に答申したが、その答申内容のうち、保健学習に関する点は次のとおりである。

### 小学校・中学校教育課程の改善 (抜萃)

### 2 小学校教育課程の改訂方針 (チ) 体育科

①目標をいつそう明らかにし、学年児童発達段階に応じて内容の精選充実を図るとともに指導の程度を示すこと。

②体育科においては、集団活動とその安全秩序に必要な基礎的指導を強化し、また体育学習全般の能率を高めるために、望ましい基準とその取扱方を示すこと。

③体育科における保健学習については、各学年を通じて健康、安全の習慣の育成に努めるとともに、特に高学年においては、保健に関する初步的理解を得させるようその内容を充実し、これを明示すること。

④体育に関する教師の指導力を高めるため教員養成と現職教育の強化を図ること。

### (3) 特別教育活動

(1)特別教育活動は、児童会、クラブ活動等児童の自発的、自治的活動を中心とし、個性の伸長、社会運営を図ること。

性の育成を目標とする指導領域をさるものとし、その指導領域の種類、範囲を明らかにすること。

### 3 中学校教育課程の改訂方針 (ト) 保健体育科

①運動種目を精選し、学年の生徒発達段階および性別に応じて、その程度と内容の重点を明示すること。

②保健学習と体育学習との指導時間数の割合は現行どおりとし、両者の関連をいつそう緊密にし、その学習効果を高めること。

③とくに保健学習については、理科および新たに設ける技術科との関連についていつそう調整を図り、それぞれ分担を明らかにすること。

### (4) 学校行事その他

「学校行事その他」は儀式・学芸会・運動会・遠足・学校給食の指導領域を含むものとし、その指導の要点を明かにすること。

（5）学校における

月一日から施行すること、ただし要保護および準要保護児童生徒に対するものである。戦後学校衛生は、学校対する国の補助については、本年十

月一日から施行すること、学校薬剤師の設置の特例(前述)その他本法施行に伴う関係法律の所要の改正を規定しているが、特に本法と学校教育法との関係について学校教育法の第十二条を改正し、同法が基本法であること、学校保健法は、同法を基本法として別に定める法律であることを明らかにしている。

（6）この法律は、学校における

月一日から施行すること、たゞ要保護児童生徒に対するものである。戦後学校衛生は、学校

保健へと発展し、関係者の地道な努力と熱意によつてまがりなりにも漸進してきた。最近は、学校保健は、学校教育の基盤であることを主唱す

る校長・教員・学校医その他教育関係者、一般識者が現れてきている。学校保健法の制度は、これらのじみたる努力を続けてきた全国の学校保健関係者の長年の要望であつたのであり、この道の発展のために喜びにた

えない。

（7）この法律は、学校における

月一日から施行すること、たゞ要保護児童生徒に対するものである。戦後学校衛生は、学校

保健へと発展し、関係者の地道な努力と熱意によつてまがりなりにも漸進してきた。最近は、学校保健は、学校教育の基盤であることを主唱す

る校長・教員・学校医その他教育関係者、一般識者が現れてきている。学校保健法の制度は、これらのじみたる努力を続けてきた全国の学校保健関係者の長年の要望であつたのであり、この道の発展のために喜びにた

## 保健教育と不即不離の関係

### 小・中学校の「道徳教育」実施要綱

文部省は、本年四月から、「道徳」の時間を特設し、道徳指導の充実を

中学校における「道徳」の実施要領

七、小学校道徳教育主題名の参考例  
1、低学年(抜萃)  
あぶない道。きれいな手。おてつ

## お子様の発育促進に…

»新発売«

おいしい甘味と香りがつけてある小児用グロンサンは、強肝・疲労回復剤グロンサンを中心に、ビタミンB<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、Cが適切に配合されています。お子様の発育不良や栄養障害の改善、疲労回復、湿疹、荨麻疹に効果があります。

**小児用グロンサン**

25g入…¥170  
100g入…¥500



〔説明書送呈〕東京都日本橋本町  
中外製薬株式会社



(備考)	座高		胸囲		体重		身長		受検人員		区分		資料
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	才3 4 5	幼稚園	
統本 計表は 査文の部 集調査局の統 一計部課が実施 した昭和三十二年度学校衛生	cm 55.9 58.4 60.8	cm 55.1 57.7 60.2	cm 52.7 53.8 55.0	cm 51.4 52.4 53.6	kg 14.9 16.1 17.4	kg 14.4 15.6 16.9	cm 96.3 101.6 106.4	cm 95.0 100.6 105.3	3,249 26,310 101,615	3,043 24,047 95,690	才3 4 5	幼稚園	
	62.9 65.5 67.8 69.9 71.7 73.6	62.5 65.0 67.4 69.7 71.9 74.8	56.3 58.2 60.1 62.0 63.8 66.0	54.7 56.5 58.3 60.2 62.5 65.8	18.8 20.8 22.8 25.0 27.4 30.2	18.2 20.2 22.4 24.7 27.4 31.3	110.7 116.0 121.0 125.8 130.1 135.0	109.7 115.0 120.1 125.2 130.2 136.3	126,245 139,297 144,249 148,511 116,110 80,783	121,017 134,272 138,888 143,021 111,059 78,687	6 7 8 9 10 11	小学校	
	76.1 79.1 82.7	78.0 80.6 82.5	68.5 71.7 75.6	69.5 73.1 76.1	33.8 38.5 43.8	36.0 40.4 44.3	140.2 146.3 153.0	142.2 146.6 149.6	195,059 219,018 208,503	189,494 212,904 204,936	12 13 14	中学校	
	86.7 88.4 89.4 89.3 89.2	84.0 84.4 84.6 84.3 84.1	79.6 82.1 83.7 84.4 84.4	78.3 79.8 80.7 81.5 82.0	50.1 53.3 55.3 55.8 56.2	47.3 49.1 50.1 50.4 50.7	159.8 162.4 163.9 163.5 163.5	152.1 152.8 153.3 152.9 152.9	172,854 166,733 145,328 28,095 6,843	140,876 130,756 110,405 13,225 1,910	15 16 17 18 19	高等学校	
	90.2 90.4 90.4 90.3 90.2 90.0 89.9	84.3 84.3 84.2 84.0 84.1 83.9 83.9	84.2 84.4 84.5 84.7 84.8 84.7 84.7	80.5 80.9 81.0 80.8 80.0 81.1 81.1	56.3 56.5 56.6 56.5 56.9 56.2 56.1	50.0 50.2 50.2 49.8 49.4 49.2 49.2	165.5 165.7 165.9 165.9 165.9 165.4 165.2	154.4 154.6 154.6 154.6 154.4 154.2 154.1	43,094 75,668 78,314 76,038 44,255 21,835 11,878	28,249 34,042 16,186 11,552 3,579 1,348 719	18 19 20 21 22 23 24	大学	

## 身長・体重・胸囲・座高平均

2

### 、中学年

教室をきれいに。きゆう食のじゅんび。遊び場。そうじ当番。学級園の手入れ。つゆどきのえい生。学校の大そうじ。いそがしい時の手つだい。交通のきまり。もうすぐ夏休み。ラジオのスイッチ。ひびとしもやけ。火の用心をしよう。身体けんさとわたくしの成長。母の日とわたくしのきよだい。共通ば金。このごろのできごと。学級のきまり。公園の樹木をたいせつに。働く人々に感しやしよう。人間のいのち。わたくしはこんなにになりたい。今学期の反せい。時の記念日。開校記念日。まつりとこづかい。

3、高学年  
あそびと勉強。病気見舞。友だちのあやまち。農繁期の手伝い。水泳の注意。夏休みの計画。食後の木。みどりの週間。老人の日。だんらんについて考えよう。遠足のこづかい。運動具の修理。記念の木。みどりの週間。老人の日。

だい。よいしせい。わるいしせい。夏のたべもの。水あそび。べんきようのしかた。草花のせわをしよう。どうぶつのせわ。なんでもすききらいなくたべよう。雨の日のあそび。冬のあそび。正月とこづかいのつかい方。子どもの日。母の日。むしばよぼうでー。このごろのできごとについて話しあおう。学校でおせわになつた人。よいみなり。じゅんばんをまもろう。自分のことは自分で。力をあわせて。あいさつ。もちものしらべ。おきやくさま。せいせきひんのあとしまつ。やくそくをまもろう。わたくしのすきな人。

I、内容  
中学校「道徳」実施要綱抜萃  
このごろの問題。日本の文化につくした人。人類のためにつくした人。発明や発見をした人。男子と女子の協力。時間の尊重。よい習慣悪い習慣。迷信。祖先のまつり。スポーツ精神。人の立場を考えよう。自由の責任。人間の尊さ。将来的希望。けんかの仲裁。校歌と校旗。国の祝日。わたくしの長所短所。

II、道徳的な判断力と心情を高め、それを対人関係の中に生かして豊かな個性と創造的な生活態度を確立していくこう。

(6) 異性関係の正しいあり方をよく考え、健全な交際をしよう。

(9) 情操を豊かにし、文化の継承と創造に励もう。

III、民主的な社会及び国家の成員として、必要な道徳性を発達させ、よりよい社会の建設に協力しよう。

(1) 家族員相互の愛情と思いやりと尊敬とによつて健全な家庭を築いていくこう。

あ子さまにはコレを!

歯そのものを強くする歯磨です  
こどもライオンには特にのび盛りのお子様の歯に有効なフッ素を配合しております。ムシ歯を防ぐことはもちろん虫そのものを強くします。

イチゴバナナの2種  
30円

一クリームはみがき  
こどもライオン

# 地方だより

青森県学校保健会

「保健体育室」が今回、課に昇格し、青森県学校保健会理事長杉田貞作氏が初代課長になった。

なお本年度事業計画としては次のようなことを考えている。

一、学校環境実態調査

約二十万円の予算で、県教委、学

校薬剤師会、弘大衛生と共同で四月から実施する。

二、へき地学校巡回診療（う歯、ト

ラコーマ、寄生虫、難聴）

三、技術講習会（学校環境測定技

術、検便、難聴）

四、第十二回青森県学校保健大会

（九月中旬十和田市で、二日間開催する。）

山形県学校保健連合会

来る六月廿一日に、県医師会館で第六回東北学校保健学会を開き、日本学校保健会長栗山重信博士の特別講演、シンポジウム「児童生徒の健康管理はどうあるべきか」がある。また六月中に寄生虫予防実技講習会、七月には肢体不自由児海浜養護学校をそれぞれ開催の予定で準備を進めている。

なお最近「性教育の手引」「学校保健実技」「学校における環境衛生の手引」「学校保健の現況」等、各種保健関係図書を発行した。また、「へき地学校巡回診療（う歯、トラコーマ、アデノイド、難聴等）」を計画している。

福島県学校保健会

第七回福島県学校保健研究大会を

来る五月十七、十八の両日、須賀川市で開くが、東京教育大教授杉靖三郎氏の特別講演がある外、次の分科会に分れ各分科会共に「こころの健康」を研究テーマに討議が行われる筈。

1、学校長及び教育長。2、保健主事及び一般教員。3、養護教員。4、学校医。5、学校歯科医。6、P.T.A.。7、児童生徒。8、高校生徒。

茨城県学校保健会

去る三月十四日水戸市五軒小学校で健康優良学校、同児童の表彰式及び学校保健研究発表会を開催した。

三十三年度事業計画は未定であるが、保健主事研修会を四月早々に実施する予定、なお本年度は、役員改選期だが、四月上旬には新役員が決定する筈。

石川県学校保健会

三十三年度事業計画は、次のとおり決定した。

1、保健会報発行（年五回）

2、保健会報発行（年五回）

3、保健会報発行（年五回）

4、保健会報発行（年五回）

5、保健会報発行（年五回）

6、保健会報発行（年五回）

7、保健会報発行（年五回）

8、保健会報発行（年五回）

9、保健会報発行（年五回）

10、保健会報発行（年五回）

11、保健会報発行（年五回）

12、保健会報発行（年五回）

13、保健会報発行（年五回）

14、保健会報発行（年五回）

15、保健会報発行（年五回）

16、保健会報発行（年五回）

17、保健会報発行（年五回）

18、保健会報発行（年五回）

19、保健会報発行（年五回）

20、保健会報発行（年五回）

21、保健会報発行（年五回）

22、保健会報発行（年五回）

23、保健会報発行（年五回）

24、保健会報発行（年五回）

25、保健会報発行（年五回）

26、保健会報発行（年五回）

27、保健会報発行（年五回）

28、保健会報発行（年五回）

29、保健会報発行（年五回）

30、保健会報発行（年五回）

31、保健会報発行（年五回）

32、保健会報発行（年五回）

33、保健会報発行（年五回）

34、保健会報発行（年五回）

35、保健会報発行（年五回）

36、保健会報発行（年五回）

37、保健会報発行（年五回）

38、保健会報発行（年五回）

39、保健会報発行（年五回）

40、保健会報発行（年五回）

41、保健会報発行（年五回）

42、保健会報発行（年五回）

43、保健会報発行（年五回）

44、保健会報発行（年五回）

45、保健会報発行（年五回）

46、保健会報発行（年五回）

47、保健会報発行（年五回）

48、保健会報発行（年五回）

49、保健会報発行（年五回）

50、保健会報発行（年五回）

51、保健会報発行（年五回）

52、保健会報発行（年五回）

53、保健会報発行（年五回）

54、保健会報発行（年五回）

55、保健会報発行（年五回）

56、保健会報発行（年五回）

57、保健会報発行（年五回）

58、保健会報発行（年五回）

59、保健会報発行（年五回）

60、保健会報発行（年五回）

61、保健会報発行（年五回）

62、保健会報発行（年五回）

63、保健会報発行（年五回）

64、保健会報発行（年五回）

65、保健会報発行（年五回）

66、保健会報発行（年五回）

67、保健会報発行（年五回）

68、保健会報発行（年五回）

69、保健会報発行（年五回）

70、保健会報発行（年五回）

71、保健会報発行（年五回）

72、保健会報発行（年五回）

73、保健会報発行（年五回）

74、保健会報発行（年五回）

75、保健会報発行（年五回）

76、保健会報発行（年五回）

77、保健会報発行（年五回）

78、保健会報発行（年五回）

79、保健会報発行（年五回）

80、保健会報発行（年五回）

81、保健会報発行（年五回）

82、保健会報発行（年五回）

83、保健会報発行（年五回）

84、保健会報発行（年五回）

85、保健会報発行（年五回）

86、保健会報発行（年五回）

87、保健会報発行（年五回）

88、保健会報発行（年五回）

89、保健会報発行（年五回）

90、保健会報発行（年五回）

91、保健会報発行（年五回）

92、保健会報発行（年五回）

93、保健会報発行（年五回）

94、保健会報発行（年五回）

95、保健会報発行（年五回）

96、保健会報発行（年五回）

97、保健会報発行（年五回）

98、保健会報発行（年五回）

99、保健会報発行（年五回）

100、保健会報発行（年五回）

101、保健会報発行（年五回）

102、保健会報発行（年五回）

103、保健会報発行（年五回）

104、保健会報発行（年五回）

105、保健会報発行（年五回）

106、保健会報発行（年五回）

107、保健会報発行（年五回）

108、保健会報発行（年五回）

109、保健会報発行（年五回）

110、保健会報発行（年五回）

111、保健会報発行（年五回）

112、保健会報発行（年五回）

113、保健会報発行（年五回）

114、保健会報発行（年五回）

115、保健会報発行（年五回）

116、保健会報発行（年五回）

117、保健会報発行（年五回）

118、保健会報発行（年五回）

119、保健会報発行（年五回）

120、保健会報発行（年五回）

121、保健会報発行（年五回）

122、保健会報発行（年五回）

123、保健会報発行（年五回）

124、保健会報発行（年五回）

125、保健会報発行（年五回）

126、保健会報発行（年五回）

127、保健会報発行（年五回）

128、保健会報発行（年五回）

129、保健会報発行（年五回）

130、保健会報発行（年五回）

131、保健会報発行（年五回）

132、保健会報発行（年五回）

133、保健会報発行（年五回）

134、保健会報発行（年五回）

135、保健会報発行（年五回）

136、保健会報発行（年五回）

137、保健会報発行（年五回）

138、保健会報発行（年五回）

139、保健会報発行（年五回）

140、保健会報発行（年五回）

141、保健会報発行（年五回）

142、保健会報発行（年五回）

143、保健会報発行（年五回）

144、保健会報発行（年五回）

145、保健会報発行（年五回）

146、保健会報発行（年五回）

147、保健会報発行（年五回）

148、保健会報発行（年五回）

149、保健会報発行（年五回）

150、保健会報発行（年五回）

151、保健会報発行（年五回）

152、保健会報発行（年五回）

153、保健会報発行（年五回）

154、保健会報発行（年五回）

155、保健会報発行（年五回）

156、保健会報発行（年五回）

157、保健会報発行（年五回）

158、保健会報発行（年五回）

159、保健会報発行（年五回）

160、保健会報発行（年五回）

161、保健会報発行（年五回）

162、保健会報発行（年五回）

163、保健会報発行（年五回）

164、保健会報発行（年五回）

165、保健会報発行（年五回）

166、保健会報発行（年五回）

167、保健会報発行（年五回）

168、保健会報発行（年五回）

169、保健会報発行（年五回）

170、保健会報発行（年五回）

171、保健会報発行（年五回）

172、保健会報発行（年五回）

173、保健会報発行（年五回）

174、保健会報発行（年五回）

175、保健会報発行（年五回）

176、保健会報発行（年五回）

177、保健会報発行（年五回）

178、保健会報発行（年五回）

179、保健会報発行（年五回）

180、保健会報発行（年五回）

181、保健会報発行（年五回）

182、保健会報発行（年五回）

183、保健会報発行（年五回）

184、保健会報発行（年五回）

185、保健会報発行（年五回）

186、保健会報発行（年五回）

187、保健会報発行（年五回）

188、保健会報発行（年五回）

189、保健会報発行（年五回）

190、保健会報発行（年五回）

191、保健会報発行（年五回）

192、保健会報発行（年五回）

193、保健会報発行（年五回）

194、保健会報発行（年五回）

195、保健会報発行（年五回）

196、保健会報発行（年五回）

197、保健会報発行（年五回）

198、保健会報発行（年五回）

199、保健会報発行（年五回）

200、保健会報発行（年五回）

</div